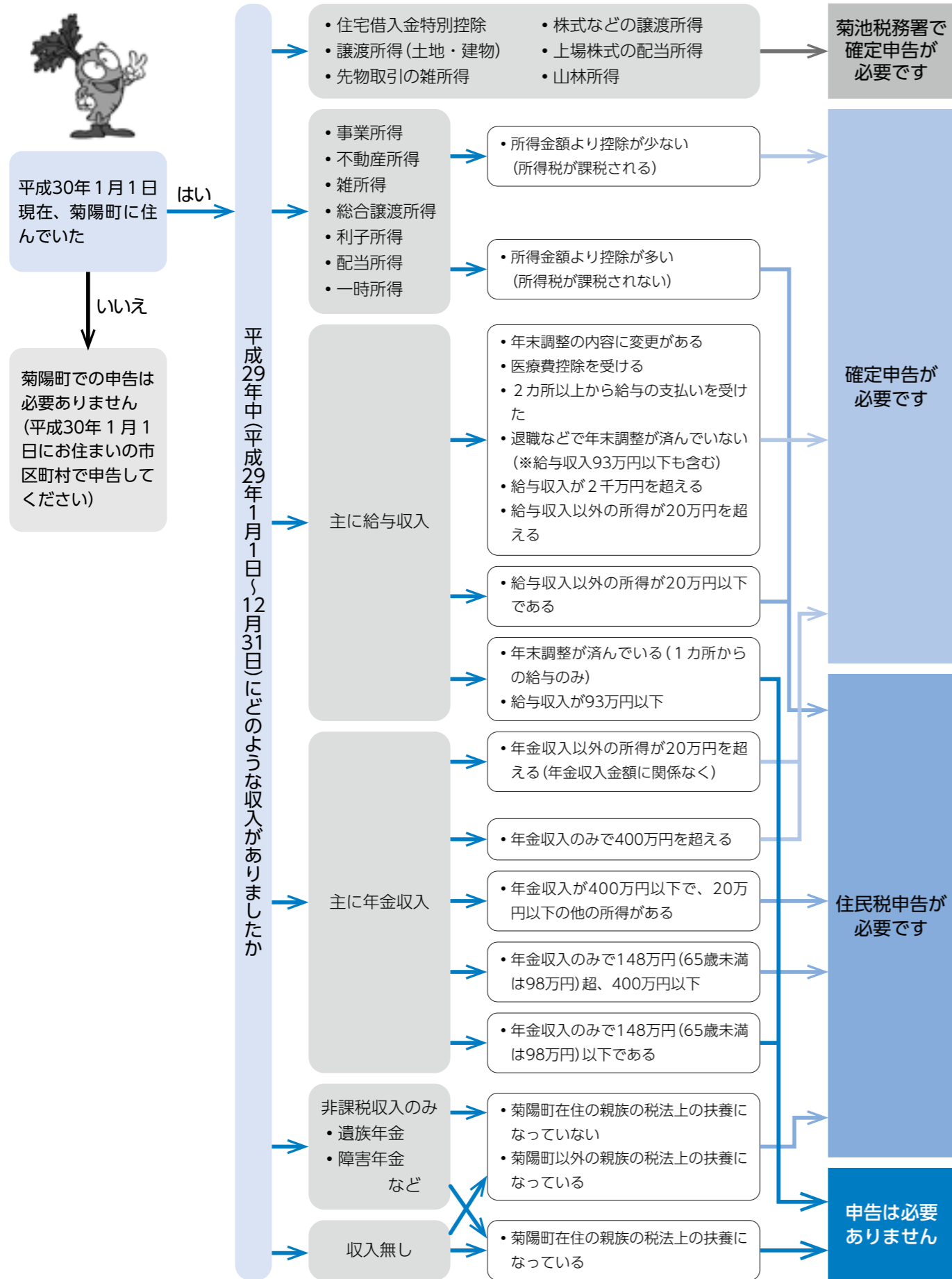


# 申告フローチャート

・年齢は平成30年1月1日現在です。



# 申告日程

期日	受付地区		場所
	午前 9時～11時	午後 1時～4時	
2月16日(金)	中代		東部町民センター
2月19日(月)	上中代・出分	戸次・馬場楠	
2月20日(火)	三里木・三里木北		三里木町民センター
2月21日(水)	新山・北新山・境の松		
2月22日(木)	杉並台・青葉台・新成		
2月23日(金)	東ヶ丘・沖野		光の森町民センター
2月26日(月)	光の森1町内～7町内		
2月27日(火)	武蔵ヶ丘1町内～4町内		
2月28日(水)	武蔵ヶ丘5町内～8町内		
3月1日(木)	八久保・南八久保・にじの森		
3月2日(金)	花立・南花立・向陽台		
3月5日(月)	川久保・下原	津留・大堀木	
3月6日(火)	曲手・辛川	井口・道明	
3月7日(水)	あさひヶ丘・津久礼ヶ丘	上津久礼	
3月8日(木)	宮ノ上・ひばりヶ丘	下津久礼	
3月9日(金)	緑ヶ丘	緑陽台	
3月12日(月)	入道水・柳水・馬場		
3月13日(火)	鉄砲小路・長塚	新町・南方	
3月14日(水)	中尾・光団地・駅前・古閑原		

平成29年分の町での申告受付は、2月16日(金)～3月14日(水)です。熊本地震に関係する申告により混雑が予想されますので、時間に余裕を持って申告してください。

税務課 住民税係 ☎(232)4911  
菊池税務署 ☎0968(25)2121



# 町県民税(住民税)・所得税の申告

申告・納税はお早めに

# 各種申告が必要な人

- 確定申告が必要な人(例)
  - 複数の事業所から給与がある人
  - 給与以外の所得が20万円を超える人
  - 生命保険(死亡・満期)受取の所得がある人
- 町県民税(住民税)の申告が必要な人(平成30年1月1日現在、町内に住所があり、前年中に次の状態だった人)
  - 所得税は課税されないが、営業、農業、不動産などの収入があった人
  - 平成29年中に収入が無かった人で、誰の扶養にもなっていない人または町外に居住する人の扶養になっている人
- その他
  - 公的年金などの収入金額の合計が400万円以下で、雑所得(公的年金など)以外の所得金額が20万円以下の場合には確定申告は不要です。ただし、次の①②に該当するときは確定申告が必要となりますので注意してください。
  - ① 医療費控除などで所得税の還付を受ける場合
  - ② 社会保険料控除などを受ける際に、町県民税(住民税)の申告が必要な場合があります。

# 申告に必要なもの

- 収入、経費関係
    - 給与や公的年金の源泉徴収票、支払調書(原本)
    - 収支内訳書(農業、営業、不動産などの所得がある人)など
  - 控除関係
    - 社会保険料控除証明書・生命保険などの控除証明書
    - 医療費控除、セルフメディケーション関係の書類
  - 平成28年分に雑損控除を適用し、平成29年分に工事などで追加の費用が出た場合は、前年度の雑損控除計算書の控えと工事内容が分かる領収書など
  - その他
    - マイナンバーカード(持っていない場合は「通知カード」と「身元確認書類」)
    - 印鑑(認め印可)
    - 本人の振込口座が分かる書類
    - 菊池税務署からの確定申告のお知らせはがき(対象者のみ)
- 申告をしなごまかしてごめん**  
所得証明や課税証明が発行できなかったり、国保税や介護保険料の正しい計算ができませんので、申告が必要な人は必ず申告してください。